

(別紙3)

○農林水産省告示第六百四十八号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号(動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣 赤松 広隆

表ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部中

「マイコプラズマ・ガリセゾ	242,100	20,300			10	2
チカム感染症(油性アジュ						
バント加)不活化ワクチン						

を

「マイコプラズマ・ガリセブ チカム感染症（油性アジュ バント加）不活化ワクチン	242,100	20,300			10	2
マイコプラズマ・ガリセブ チカム感染症・マイコプラ ズマ・シノビエ感染症混合 生ワクチン	432,300	53,400			11	2
「ぶりビブリオ病・α溶血性 レンサ球菌混合不活化ワク チン	445,500	20,300			9	2
「ぶりビブリオ病・α溶血性 レンサ球菌混合不活化ワク	445,500	20,300			9	2

」

を

」

」

チン							
ぶりビブリオ病・α溶血性 レンサ球菌症・類結節症混 合（油性アジュバント加） 混合不活化ワクチン	807,300	20,300				11	2

に

改める。

検査薬の部

「A型インフルエンザ診断用 ラテックス標識抗体反応キ ット	27,000	0	2				2
「A型インフルエンザ診断用 ラテックス標識抗体反応キ	27,000	0	2				2

を

ット

鳥インフルエンザ診断用酵

37,900

0

2

2

21

素標識抗体反応キット

改める。